

保険

後期高齢者医療制度の 保険料率が変わります



後期高齢者医療制度は、将来にわたり高齢者の方が安心して医療を受けられるように創設されました。

被保険者(加入者)は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満の一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方です。

平成28年度の保険料額は、平成27年中の所得の申告に基づき算出し、7月中旬に被保険者の皆さんのお手元に「決定通知書」をお送りします。

※本年度中に75歳の誕生日を迎える方には、誕生日の前日までに「保険証」をご自宅へ郵送します。

保険料の計算方法

均等割額 (40,907円)
+
所得割額 (前年中の基礎所得金額等 - 33万円) × 所得割率 (8.3%)
保険料 (年額)

保険料の軽減

所得に応じて、次のとおり保険料の軽減措置を継続して行います。

○均等割額の軽減
世帯の所得に応じて、9割、8・5割、5割、2割を軽減します。

○所得割額の軽減
総所得金額から基礎控除33万円を控除した残りの額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方は、所得割が5割軽減されます。

○被用者保険の被扶養者であった方の軽減
後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額が掛からず均等割が9割軽減となります。

問い合わせ先
福祉課国保医療係
☎22111 (内線296)
長野県後期高齢者医療広域連合
☎026 (229) 5320

保育

病児・病後児保育施設が 利用しやすくなりました

4月から利用時間が次のとおり変わりました。

○利用時間(月～金曜日)
午前8時～午後6時

○実施場所 病児・病後児保育施設(北信総合病院たんぼぼ保育園となり)

○病児・病後児保育とは 保育園などに通う児童が「病気」または「病気の回復期」で保育園などの集団保育が困難である時期に、保護

者の就労などにより家庭で保育ができない場合、一時的に児童をお預かりする事業です。なお、利用希望の方は、登録手続きが必要となります。

○利用方法 かかりつけ医を受診し、診療情報提供書に記入の上、利用申込書に添付して当施設へ持参下さい。また、事前に施設へ電話で病状を伝えてください。

○利用料金 利用料金は掛かりません。
○利用制限 施設の構造などにおいて空気感染に対応できないため、空気感染の疾患時(結核・麻疹・水痘)は利用できません。また、インフルエンザの流行時期において38・5度以上の発熱性疾患時は、利用できません。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ・登録先
保育課保育係
☎22111 (内線293)

健康

人間ドックを受診される方へ 費用の一部を助成します



市では、生活習慣病の早期発見・早期治療による健康保持増進を図るため、指定医療機関での人間ドック受診の際の健診費用を一部助成します。

○対象者
①35歳から74歳の国民健康保険被保険者(40歳から74歳の方は、特定健診として受診していただきます)
②後期高齢者医療制度被保険者(75歳以上の方および65歳から74歳で一定の障がい

がある方)
○助成額 健診費用の2分の1以内(年度内1回限りとし、がんドック助成や各地区で行われる特定健診を受けた方は除きます)
○申し込み・受診方法 ご希望の医療機関に健診内容や費用についてお問い合わせの上、受診の予約をしてください。予約後、受診日の2週間前までに福祉課または健康づくり課窓口で「受診助成券」の交付申請をし

てくください。
○助成方法 助成額は市が直接医療機関へ支払います。医療機関窓口では、健診費用から助成額を差し引いた金額をお支払いください。
○指定医療機関 3月に全戸配布した「平成28年度健康・福祉カレンダー」の12ページをご覧ください。直接お問い合わせください。

問い合わせ・申し込み先
福祉課国保医療係
☎22111 (内線304)
健康づくり課保健医療推進係
(中野保健センター内)
☎22111 (内線368)



国民健康保険証、後期高齢者医療保険証をお使いの皆さんへ 入院時の食事に係る標準負担額が見直しされます

4月から、中野市国民健康保険証または長野県後期高齢者医療保険証をお使いの方に対する入院時の食事代について、入院と在宅療養の負担の公平などを図る観点から、在宅療養でも負担する費用として食材費相当額に加え、調理費相当額の負担が下表のとおり加わります。

なお、低所得者、指定難病患者など一部例外は据え置き、引き上げは行いません。

	負担額（1食当たり）		
	現行	平成28・29年度 (H28.4.1~H30.3.31)	平成30年度以降 (H30.4.1以降)
一般所得 (下記以外の方)	260円	360円	460円
低所得Ⅱ (住民税非課税)	210円 (過去12カ月の入院日数が90日以下)	据え置き	据え置き
	160円 (過去12カ月の入院日数が90日超)	据え置き	据え置き
低所得Ⅰ (住民税非課税で 一定所得以下)	100円	据え置き	据え置き

問い合わせ先 福祉課国保医療係 ☎(22)2111 (内線304・296)

◆平成28年度に各年齢になる方

65歳	昭和26年4月2日生から 昭和27年4月1日生
70歳	昭和21年4月2日生から 昭和22年4月1日生
75歳以上	昭和17年4月1日以前生

◆高齢者肺炎球菌の予防接種ができる医療機関 (五十音順)

医療機関名	住所	電話番号
アライクリニック	岩船 444 - 1	(24)0601
飯田医院	中野 1650 - 3	(22)2653
市川内科医院	三好町一丁目2-10	(22)3366
今井こども医院	岩船 161 - 13	(24)7755
小田切医院	中央三丁目4-16	(22)3054
くまき整形外科・ リウマチ科クリニック	一本木 282 - 1	(23)1301
高野医院	中央二丁目6-22	(22)6810
佐藤病院	上今井 601	(38)3311
須藤医院	中野 1868 - 7	(22)3746
関整形外科	西条 972 - 1	(22)6170
徳竹医院	中央一丁目7-3	(22)3202
西原医院	西二丁目3-16	(22)3007
長谷川クリニック	吉田 770 - 1	(26)7700
広田医院	中央一丁目2-10	(22)6661
北信総合病院	西一丁目5-63	(22)2151
丸谷医院	片塩 465 - 1	(26)0077
南谷整形外科	小田中 462 - 1	(22)7722
油井内科医院	金井 893 - 2	(26)1241

※このほか、市外医療機関の一部でも接種できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。



健康 高齢者肺炎球菌ワクチン 接種費用の一部を助成しています



肺炎球菌は、肺炎の原因となる菌で、特に高齢者や慢性疾患をお持ちの方は重篤化する恐れがあります。

この肺炎球菌ワクチンは、通常1回の接種で5年以上の効果認められ、インフルエンザのように毎年接種する必要はありません。

市では、高齢者の健康増進を図るため、肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成しています。

対象者 次の①および②に該当する市民の方
①平成28年度(平成28年4月

1日から平成29年3月31日までの間)に、65歳、70歳、75歳以上となる方(ただし、65歳、70歳の方は、過去にこのワクチンの接種を受けた場合、対象者とはなりません)

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方

※ただし、①・②ともに過去5年以内にこのワクチンの接種を受けたことがある方は対象となりません。

接種の流れ 左表の委託医療機関へ予約の上、年齢が確認できるもの(免許証、保険証など)を持参し中野保健センターへお越しください。予診票兼助成券などを交付します。

助成額 3000円(医療機関で支払い時に差し引かれ、差額は自己負担となります)

問い合わせ・申請先
健康づくり課保健医療推進係
(中野保健センター内)
☎(22)2111 (内線242・368)